令和２年度
第２回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和２年度第２回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和２年５月２９日（金）　１３時３０分開会
　　１４時０２分閉会
開催場所　　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１３名、欠席委員６名）

１番	長　島　信　行	出　席	
３番	山　形　繁　雄	出　席	
４番	小　栗　美　惠	出　席	
５番	宮　澤　徳　夫	出　席	議事録署名委員
６番	菖　蒲　一　博	欠　席	
７番	今　　鉄　雅	出　席	議事録署名委員
８番	髙　嶋　典　雄	欠　席	
９番	今　村　隆　徳	出　席	
１０番	森　本　清　美	欠　席	
１１番	今　　務	出　席	
１２番	田　村　正　司	出　席	
１３番	三　溝　健　雄	出　席	
１４番	平　岡　　博	欠　席	
１５番	平　沖　道　徳	出　席	
１６番	坂　野　　智	欠　席	
１７番	鈴　木　弘　樹	欠　席	
１８番	平　岡　日出男	出　席	
１９番	中　村　由美子	出　席	
２０番	樋　口　　司	出　席	

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応に基づき出席委員を減じての開催

２　事務局職員出席状況

事務局長	中　村　康　文
企画振興係長	小　野　美　幸
農地係長	上　田　創　一
農地係主任	福　士　憲　二
農地係主事	松　川　　裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）
　　報告第２号　農地法第３条の規定による許可の取下げについて
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
　　議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
　　議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
　　議案第４号　現況証明願について
日程第７　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　定刻になりましたので、ただ今から、令和２年度第２回農業委員会総会を開催いたします。

本日も、新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の拡大防止に向けた対応に基づき、出席委員を減じて開催することとし、委員19名中、13名が出席しており、会議は成立いたしました。

また、議事進行を円滑かつ迅速に行うため、議案説明においては、議案書に記載されている内容の読み上げを一部省略させていただきますのでご了承願います。

会議の開催にあたり、会長からご挨拶があります。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　総会出席ご苦労様です。前回の総会時にもお話ししましたが、ｺﾛﾅｳｲﾙｽの関係で、農業委員会は書面決議が出来ないため、過半数以上の出席をもってと言うことで、少人数開催をしています。また、議事についてもｽﾑｰｽﾞな進行を心掛けていきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、ただ今から会議を始めます。

＜日程第３　議事録署名委員の指定＞

議　　長　　日程第3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には千歳市農業委員会会議規則第13条により、5番、宮澤委員、7番、今鉄雅委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程第4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事　　務　　局　　令和２年度第１回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料のとおりであります。
　事務局からは、以上です。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）】

議　　長　　次に、日程第5、報告の部に入ります。（13：33）
　報告第１号を議題といたします。事務局より、説明願います。

事　　務　　局　　報告第１号について、ご説明申し上げます。
　農地法第３条の３の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
　今月の農地法第３条の３の規定による届出は３件で、土地の所在等は、議案書１ﾍﾟｰｼﾞから３ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
　以上、報告第１号について、ご説明申し上げました。
　事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第１号を報告済とし、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第１号を報告済といたします。

【報告第２号　農地法第３条の規定による許可の取下げについて】

議　　長　　次に、報告第２号を議題といたします。事務局より、説明願います。

事　　務　　局　　報告第２号について、ご説明申し上げます。

農地法第３条の規定による許可の取下願があったため、これを報告します。

本件につきましては、議案書４ﾍﾟｰｼﾞのとおり、令和元年度第12回総会に諮り、所有権移転することについて可と議決をいただきましたものですが、申請人である△△△△さん、△△△△さんから、令和２年５月８日付で、許可の取下願いが提出されました。

取下の理由としましては、所有権移転に要する資金確保が出来なかったためであります。

なお、今回取下げのあった土地につきましては後ほど、議案第１号にて農地法第３条に基づく使用貸借権設定案件としてお諮りする予定であります。

以上、報告第２号について、ご説明申し上げました。

事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第２号を報告済といたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、日程第６、協議の部に入ります。（13：35）

はじめに議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第１号について、ご説明申し上げます。

農地法第３条の規定による許可申請があったので、可否について審議・意見を求めます。

当日配布資料の１ﾍﾟｰｼﾞから２ﾍﾟｰｼﾞに、議案第１号資料として、地番図を添付しております。今月の農地法第３条の許可申請は、賃貸借権の設定が１件、使用貸借権の設定が１件で、土地の所在等は議案書５ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。

整理番号３及び４は、調査書により確認した結果、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上、整理番号３及び４について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第２号について、ご説明申し上げます。
農地法第４条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
なお、可として決議した場合、北海道農業会議からの意見回答後、許可書を交付することとします。
今月の農地法第４条の規定による許可申請は１件で、駒里で営農している△△△△さんを申請人とする転用案件であります。
当日配布資料の３ﾍﾟｰｼﾞから９ﾍﾟｰｼﾞに、議案第２号資料として、位置図、地番図等を添付しておりますので、説明と合わせてご確認ください。
整理番号２、転用を行う土地の所在等は、議案書６ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。当該地の農地区分については、農用地区域内農地に区分されますが、現在、農業用施設用地への用途変更を申請中であります。
なお、農用地区域は、原則、転用不許可とされておりますが、農業用施設に供するため農地以外のものにしようとする場合は、例外許可事由に該当します。また、資力についても事業費を上回る資金があることを確認しております。
これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たして

おります。
　なお、本件につきましては30aを超える農業用施設への転用であることから、北海道農業会議への意見聴取が必要となります。
　以上、議案第 2 号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議・ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは、以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

今 村 委 員　　参考までに教えてください。これは、△△△△事業の案件だと思いますが、先日、建設業関連の新聞の記事で、建てる業者さんの入札の公告が出ていました。これはまだ転用が認められていない状況ですが、そのような状況下でも許可出来るのですか。

事　務　局　　建設業者さんが確定していないので、実際には資力の証明がまだ出ていない状況ですが、融資先からは入札はまだであり、金額は確定していません。確定次第、融資は可能である旨、確認しております。
　また、農業会議に意見聴取の後、すぐ許可が出る物ではなく、実際には、農用地区域内農地から農業用施設用地への用途変更の手続き最中ですが、この用途変更が完了するのが8月上旬から中旬と伺っておりますので、こちらの方の許可も、この用途変更が終わってから許可書を交付する形になりますので、入札終了後に許可することになります。
　審議は先にさせていただくことになります。

今 村 委 員　　逆のﾊﾟﾀｰﾝがあってはならないと言うのは、結局は転用にならなかった場合、あり得ないとは思いますが、そのような事は0ではないでしょうから、ここがｸﾘｱしないとその段階に行けないのかなと思っていたので、見解を聞いてみました。新聞に出ると言うことは、法に基づいて行っていると考えます。

今 務 委 員　　農業委員会が関与すべきかどうかは別として、△△さんの時も地元のｺﾝｾﾝｻｽが得られず、揉めた事がありましたが、今回の件はどうなのですか。

事　務　局　　住民説明会を行い、計画自体には反対しないと言う事で承諾は得ています。

今 務 委 員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければ、これで質疑を終わります。お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 3 号についてご説明申し上げます。

農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。

今月の農地法第 5 条の規定による許可申請は 1 件で、東丘の△△△△さんと、△△△△さんを申請人とする農機具倉庫への転用案件であります。当日配布資料の 10ﾍﾟｰｼﾞから 12ﾍﾟｰｼﾞに、議案第 3 号資料として、位置図、地番図等を添付しておりますので、説明と合わせてご確認ください。

整理番号 2、転用を行う土地の所在等は議案書 7ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。

農地区分については、農用地区域内農業用施設用地への用途変更済です。なお、農用地区域は、原則、転用不許可とされておりますが、農業用施設に供するため農地以外のものにしようとする場合は、例外許可事由に該当します。また、資力についても事業費を上回る資金があることを確認しております。これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。

以上、議案第 3 号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

平岡日出男委員　　備考欄に使用貸借権設定とありますが、誰が設定するのですか。

事　　務　　局　　△△△△さんから△△△△さんへの使用貸借権の設定になります。

平岡日出男委員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手、多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第４号　現況証明願について】

議　　長　　次に、議案第 4 号、現況証明願についての整理番号 5 を議題といたします。事務局より説明願います。

事　　務　　局　　議案第 4 号についてご説明申し上げます。
現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。
今月の現況証明願は　2 件であります。
当日配布資料の 13ﾍﾟｰｼﾞから 19ﾍﾟｰｼﾞに議案第 4 号資料として、位置図・地番図・航空写真・現地写真を添付しております。
最初に、整理番号 5、現況証明願の所在地等は、議案書 8ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
当該地番は、△△△△さんが令和元年 8 月に農地法第 3 条の許可を受け、全地を農地として取得した土地でありますが、この地番の中に、平成 2 年に当時の土地所有者である△△△△さんが、農地法 4 条による転用許可を受けて建設した△△舎等の他、平成 4 年に、転用して非農地となった敷地内に建てた職員宿舎があります。
このたび、現在の土地及び建物の所有者である△△△△さんから、この地番の現況地目を整理するため、現況証明の願出がありました。
調査の結果、当該地は、平成 2 年及び平成 4 年から△△舎及び職員宿舎として利用されており、いずれも、平成 2 年に転用済みの土地の一部

と判断されることから、農地復元の必要性は低く、農地・採草放牧地以外としてお諮りするものであります。
　以上、整理番号５について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

中　村　委　員　　5 月 14 日に、私のほか、樋口会長、三溝委員及び事務局により、整理番号５について現地調査を行いましたので報告いたします。
　事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地については、農地利用はなく、△△舎及び職員宿舎等として利用されておりました。本調査を行った農業委員は、当該地が、このような状態であり、過去に転用許可を受けている土地であると判断できるため、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。
　私からは以上です

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手、多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
　次に整理番号６を議題といたします。
　事務局より説明願います。

事　　務　　局　　次に、整理番号 6、現況証明願の所在地等は、議案書 8ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
　当該地は、昭和 43 年に△△△△さん外５名が相続を受けた土地で、昭和 50 年に△△△△さん以外の共有者が持分を放棄したことから、現在は、△△△△さん１名が所有しています。
　所有者の△△△△さんの夫から伺ったところ、昭和 43 年までは、所有者の父親が△△経営を行っていたため、当該地は△△畑でしたが、そ

の年に父親が亡くなって△△経営を辞めたため、以後、農地として使っていないとのことでした。
　このたび、所有者が、当該地を売却するにあたり、地目変更登記のため、現況証明の願出がありました。
　調査の結果、当該地は農地利用がなく、一部は、資材置場や駐車場などとして利用されており、その他は、森林を伐採した跡地であったため、農地へ復元が非常に困難と判断されることから、農地・採草放牧地以外としてお諮りするものであります。
　以上、整理番号 6 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

三　溝　委　員　　5 月 14 日に、私のほか、樋口会長、中村委員及び事務局により、整理番号 6 について現地調査を行いましたので報告します。
　事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地については、農地利用はなく、駐車場、資材置場及び森林が伐採された跡地となっておりました。
　本調査を行った農業委員は、50 年以上農地利用がなく、このような状態であり、農地への復元は非常に困難であると判断したため、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。私からは以上です

議　　長　　これより質疑を行います。

田　村　委　員　　航空写真の黄色の枠の外側はもうすべて農地ではないのですか。

事　　務　　局　　黄色の枠の欠けている部分の一角は畑になります。その他は農地ではなくて、○○○○については、昨年度、現況証明で非農地として判断した土地になります。真中の四角については登記、現況ともに畑になります。

田　村　委　員　　地目も畑ではないのですね。

事　　務　　局　　黄色の枠ですか。

田　村　委　員　　黄色の枠は、地目は畑で現状は農地・採草放牧地以外ですよね。

事　　務　　局　　今回の願出により農地・採草放牧地以外で証明したいと言うことです。

田　村　委　員　　その周りは農地ではないのですか。

事　　務　　局　　農地台帳の現況は農地ではありません。

議　　長　　よろしいですか。

田　村　委　員　　はい。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手、多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

議　　長　　これで本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言なし）

議　　長　　それでは、事務局からの報告をお願いします。

事　　務　　局　　※事務局より次の事項について、報告があった。
資料1　令和3年度農林関係税制改正に関する要望（案）
資料2　農地ﾊﾟﾄﾛｰﾙ事前調査 新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対応案について
資料3　農作物の生育状況（5月15日現在）
口 頭　第3回総会の開催体制について

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。（14：02　閉会）